

委員会審査

12月定例会で委員会に付託された議案等について
審査を行いました。

総務企画委員会



委員長 山本光明

◆地域自治組織再編関係経費について

問 見直しの方針について

答 現在、各地域には自治組織があり、それぞれの目的に沿つて事業や活動を行っているが、統一的な組織としてその有する機能を十分

(雲海まつり・柳沢)

に発揮でき、地域振興につながるよう十分に検討を行い、24年4月から新たな自治組織をスタートさせたいと考えている。

要望 それぞれの地域により、組織が担つている役割が異なっているため、地域の実態を十分に把握した上で、遺漏のない対応を図られたい。

◆「大洲市過疎地域自立促進計画」について

説明 法改正により過疎要件の追加、過疎債の対象事業が拡充され、また市内全域が過疎地域となり、新たな計画として策定するものである。

問 事業実施方針について

答 この計画は、過疎地域の振興を目的に法律の規定により策定したため、高い目標となつており、より多くの事業が実施できるよう配意していきたい。また過疎

債のソフト事業分として、当

市の財政状況等で決められる限度額の1億5千万円を各事業に充当することにしたものであり、今後もこの起債を有効に活用して事業推進を図る考えである。

厚生文教委員会



委員長 水本保

◆大洲市地域医療対策基金条例の制定について

問 目的について

答 平成23年10月開設予定

である休日夜間急患センターの運営費不足分については、愛媛県の地域医療再生計画に基づく「地域医療再生基金」を充当していく予定であるが、25年度でこの事業が終了するため、26年度以降は内子町と応分の負担割合で補助をしていく必要があることから当条例を制定するものである。

また、急患センターの運営不足金に加え、病院群輪番制や小児在宅当番医制の運営補助金などを合わせると、今後10年間で3億円を超える経費が必要となる見

込みであり、財政状況を勘案しながら基金を充当していきたいと考えている。

産業建設委員会



委員長 福積章男

◆有害鳥獣捕獲事業について

問 捕獲数の推移等について

答 病院事業管理者の設置により、トップマネジメント体制が構築され、戦略的な内部組織設置の迅速化、各医療領域の柔軟な人材採用・配置など、医療環境の変化に対応しつつ、健全経営に取り組むことができる。

◆大洲市病院事業について

問 地方公営企業法の全部適用の効果について

答 病院事業管理者の設置により、トップマネジメント体制が構築され、戦略的な内部組織設置の迅速化、各医療領域の柔軟な人材採用・配置など、医療環境の変化に対応しつつ、健

全経営に取り組むことができる。

◆請願第10号「大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める請願書」

◆請願第11号「最低保障年金制度創設を求める意見書提出の請願書」

◆請願第12号「後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書の提出を求める請願書」

意見 いずれの請願においても、現在、国において銃意検討が進められており、願意を尊重することになれば、市民に対して新たな負

担も生じてくる。

栗の木 イノシシの被害と見られる

審査結果

不採択